

「池田市障がい者基本条例（仮称）」の制定に向け意見を募集します。

池田市では、「池田市障がい者基本条例（仮称）」の制定を進めています。

条例制定に向けて、広く市民の皆さんの意見等を伺うため、平成23年12月7日（水）から12月28日（水）までの間で、パブリックコメント手続を実施します。

本市では平成23年1月に第6次総合計画が策定され、同計画においては「障がい者福祉等の充実」を市の施策の目標の一つとして掲げています。

本条例は、この目標を具体化するに当たり、市、障がい者、地域住民及び事業者の責務を明確にするとともに、障がい者について、その基本的人権の尊重といわゆる“親亡き後”にも安全・安心な暮らしを実感できる地域の実現に向けた障がい者施策の具体的な内容を本市の総意として規定することを目的とするものです。

また、第3期障害者計画が平成23年度で終了するため、現在策定作業を進めています第4期障害者計画の法的根拠となるものです。

【パブリックコメント手続について】

ご意見等の提出期間

平成23年12月7日（水）から12月28日（水）まで

（郵送の場合は必着）

条例案に関する資料の提供場所

- （1）池田市ホームページ
- （2）行政情報コーナー（池田市役所 2階）
- （3）保健福祉部障害福祉課（池田市役所 2階）

提供する資料内容

「池田市障がい者基本条例案（案）概要」

ご意見等の提出資格

- （1）本市在住の方
- （2）市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務している方
- （4）市内に存する学校等に通っている方
- （5）本条例について利害関係を有する方

ご意見等の提出方法

住所、氏名（法人その他の団体は、所在地、名称）を必ず明記の上、次のうちいずれかの方法で提出してください。

- (1) 保健福祉部障害福祉課への提出
- (2) 郵便：〒563 - 8666 池田市保健福祉部障害福祉課（住所不要）
- (3) ファックスによる送付：072 - 752 - 5234
- (4) 電子メールによる送付：市ホームページ内パブリックコメントデスクにて掲載する本案件情報中にありますメールフォーム（外部リンク）をご利用ください。

その他

ご意見等の概要とそれに対する考え方については、後日ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見等は個人情報（法人情報を含む。）を除き、公表される場合があります。

また、ご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

上記記載のほか、細部については、パブリックコメント手続要綱によります。

【問い合わせ】保健福祉部障害福祉課（TEL：072 - 754 - 6255）